

苫小牧市受動喫煙防止条例(素案)の 概要について

苫小牧市健康こども部健康支援課

苫小牧市受動喫煙防止条例(素案)の概要

条例制定の背景

受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の発症の要因に深く関わっており、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

本市における受動喫煙の実態調査結果では、市民の85.9%が「受動喫煙にあったことがある」と回答しており、場所は「飲食店」、「職場」、「路上」、「家」、「公共施設」の順で多く、9割の方が受動喫煙防止対策の必要性を感じている。

「喫煙、受動喫煙に関する実態調査結果(平成30年10月実施)」より抜粋

本市は、市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するとともに、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、市民の理解促進に努めなければならない。

また、受動喫煙の防止に向けては、市、市民、保護者及び事業者等が相互に連携、協力して取り組むことが必要である。

このような認識の下、市民一人一人が生涯にわたり健やかに暮らせるまちの実現を目指して、この条例を制定する。

基本的な考え方

【方針】 健康寿命の延伸を目標として、市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備する。

※受動喫煙…人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること

【対象】 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、妊婦、健康上の配慮が必要な者をはじめ、全ての市民を対象とする。

【屋内】 多数の者が利用する施設の類型に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止する。

※喫煙…人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させること

【屋外】 通学路、公園、その他公共の場所における受動喫煙の防止を図る。

条例の目的

苫小牧市、市民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備を促進することにより、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

市の責務

- (1) 受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、市民の理解を促進するよう努めること。
- (3) 受動喫煙の防止に関するその他必要な施策について、市民、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めること。
- (4) 市が自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じること。

市民の責務

- (1) 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることのないよう努めること。
- (2) 20歳未満の者、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路、公園、その他屋外の公共の場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努めること。
- (3) 市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること。

保護者の責務

いかなる場所においても、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めること。

事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのないよう環境の整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること。

受動喫煙を防止するための措置

- (1) 第1種施設は「敷地内禁煙」とし、特定屋外喫煙場所を設置しないものとする。
ただし、精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設を除く。

※第1種施設…学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)、病院、診療所等、児童福祉施設等(保育所等)、行政機関の庁舎

※特定屋外喫煙場所…受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

- (2) 第2種施設は「原則屋内禁煙」とし、市が設置し、又は管理する施設においては、屋内に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めるものとする。

※第2種施設…事務所、工場、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店等第1種施設以外の多数の者が利用する施設

※喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室…たばこ(加熱式たばこを含む)の煙の流出を防止するための技術的基準に適合した喫煙室

- (3) 第2種施設のうち、市が設置し、又は管理する施設の屋外に喫煙場所を設置しないよう努めるものとする。

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、屋内に喫煙可能室を定める場合であっても、受動喫煙の防止に取り組むよう努めるものとする。

※既存特定飲食提供施設…令和2年4月1日時点で営業している客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下の個人又は中小企業が経営する飲食店

※喫煙可能室…既存特定飲食提供施設の全部又は一部を喫煙可能な場所として定めた場所

標識の掲示

市が設置し、又は管理する施設及び飲食店においては、施設の出入口の見やすい箇所に、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」等の標識を掲示すること。

※改正健康増進法では、喫煙可能な飲食店に対する標識の掲示を義務付けています。

関係者の協力

市、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者は、受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

加熱式たばこの取扱い

加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様の扱いとします。

※加熱式たばこは、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれており、世界保健機関(WHO)の報告書においても、加熱式たばこは、従来のたばこと同じ有害物質が含まれていることに変わりはなく、受動喫煙の有害性も否定できないと指摘していることから、健康影響を考慮し同様の扱いとします。

施行期日

2020年4月1日

改正健康増進法と条例の比較

	施設の類型	国(改正健康増進法)	苫小牧市(受動喫煙防止条例)	
第1種施設	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等) 病院、診療所等 児童福祉施設等(保育所、児童養護施設等) 行政機関の庁舎 旅客運送事業自動車 航空機	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置しないこと)	法準拠
			【例外措置】 ・精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設は除く。	独自
第2種施設	第1種施設以外の多数の者が利用する施設		公共施設(市の施設)	
	事務所 工場 ホテル・旅館(客室を除く) 飲食店 旅客運送用事業船舶、鉄道 国会、裁判所等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置しないよう努めること) (屋外に喫煙場所を設置しないよう努めること)	法準拠 独自
	既存特定飲食提供施設(経過措置)		上記以外の施設	
	客席面積100㎡以下かつ資本金 又は出資金の総額5,000万円以下の個人又は中小企業が経営する 既存飲食店	禁煙、分煙、喫煙選択可 (出入口への標識の掲示により喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	法準拠
標識の掲示			既存特定飲食提供施設	
			禁煙、分煙、喫煙選択可 (出入口への標識の掲示により喫煙できる) (受動喫煙の防止に努めること)	法準拠 独自
			喫煙・分煙施設に掲示(飲食店) 禁煙施設に掲示(飲食店) 公共施設(市の施設)に掲示	法準拠 独自 独自
罰則規定		最大50万円以下の過料	罰則規定なし	独自

(参考) 苫小牧市の受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策助成金

- ・事業場、飲食店等における分煙設備の整備等に係る経費に対し、国の助成金に上乗せして助成金を交付する(上限10万円)。

※国の「受動喫煙防止対策助成金」は、一定要件を満たした喫煙専用室や換気装置などの設置・改修に対し、100万円を上限として1/2(飲食店は2/3)補助されます。

空気もおいしい施設の認定

- ・店内全面禁煙等、受動喫煙の防止に取り組む飲食店を、「空気もおいしい施設」として認定する。
- ・「空気もおいしい施設」として認定された飲食店には、苫小牧市オリジナルステッカーを配付する。

受動喫煙防止対策ガイドライン

- ・喫煙、受動喫煙による健康影響、施設・職場・屋外における受動喫煙防止対策、「空気もおいしい施設」の公表、その他関連情報を掲載し、正しい知識の普及啓発を図る。

受動喫煙防止対策に関する施行時期

		2019年				2020年
		1/24	4月	7/1	8月	4/1
健康増進法	国及び地方公共団体の責務	一部施行(2019年1月24日)				
	屋外や家庭における喫煙時の配慮義務	一部施行(2019年1月24日)				
	第1種施設(敷地内禁煙)			一部施行(2019年7月1日)		
	第2種施設(原則屋内禁煙)					全面施行
	飲食店の標識掲示(喫煙・分煙)					掲示(喫煙・分煙)
条例	市、市民、保護者、事業者の責務等					条例施行
	飲食店の標識掲示(禁煙)					掲示(禁煙)
	公共施設(市の施設)の標識掲示					掲示(禁煙・分煙)
施策	受動喫煙防止対策助成金		助成金交付(2019年4月～)			
	空気もおいしい施設の認定			認定・掲示(2019年8月～)		
	受動喫煙防止対策ガイドライン					発行